

請願・陳情の取扱いに係る他自治体調査① <特別区>

自治体	受理をした陳情の取扱いについて			
	(1) 請願と同様に審査	(2) 審査除外基準等に 該当する陳情を 除き審査	(3) 所管委員会や執行機関等への 参考送付のみ。(送付先)	備 考
千代田区		●		
中央区			所管委員会及び執行機関	
港区			所管委員会	陳情書を受理後、所管の委員会に参考資料として送付。参考資料として送付するため審査は行わないが、必要と認めるものは請願の例にならない処理。
新宿区		●		
文京区			全議員	
台東区		●		
墨田区		●		
江東区		●		
品川区		●		
目黒区		●		
大田区		●		
世田谷区		●		
渋谷区	—	—	—	所管の委員会が事前に内容を審査し、請願と同様に扱うかどうかを決定。請願と同様に扱うと決定した場合、請願と同じ処理になる。
中野区		●		
杉並区	●			
豊島区		●		
北区		●		
荒川区		●		
板橋区		●		
練馬区		●		
足立区		●		
葛飾区			関係委員会	内容によって請願と同様に扱うことが適当と認められるものは、請願と同様に本会議において委員会に審査を付託。
江戸川区		●		

請願・陳情の取扱いに係る他自治体調査②
 <近隣政令指定都市及び多摩地域(人口10万人以上)>

自治体	受理をした陳情の取扱いについて			
	(1) 請願と同様に審査	(2) 審査除外基準等に 該当する陳情を 除き審査	(3) 所管委員会や執行機関等への 参考送付のみ。(送付先)	備 考
横浜市		●		(1) 議会(委員会)へ付託する陳情 関係行政への意見書の提出や議会の決議を求めるものなど、議会の機関意思決定に関する陳情は委員会にて審査。 (2) 議会(委員会)へ付託しない陳情 行政への要望に関する陳情は、議長から市長等に回答を求め、結果を陳情者に通知。 ※公序良俗に反する行為を求めるものなど、陳情の内容によっては委員会での審査や市長等からの回答を求めない取り扱いとすることがある。
川崎市		●		陳情については、委員会審査の結果(継続を除く)を提出者へ通知。 ※本会議へ報告・議決を行わない。
千葉市		●		陳情は、委員会限りの審査。 ※本会議で議決なし。
さいたま市			定例会開会日に陳情文書表を議場配付	陳情文書表を作成するが、審査は行わない。
相模原市		●		
八王子市			全議員	議員が請願と同様の取り扱いを希望する場合は、議会運営委員会で諮り、承認されたものは本会議に上程。
立川市		●		陳情については、請願のように採択、不採択を決める場合と、提出された陳情を本会議の際に議員の席上に配付するにとどめる場合がある。
武蔵野市		●		
三鷹市	●			陳情については、請願のように採択・不採択を決める場合と、提出された陳情のコピーを本会議の際に議員の席上に配付することにとどめる場合とがある。どちらの方法にするかは、議会運営委員会で決定。ただし、郵送により提出された陳情については、各派代表者会議の際に各会派の代表者に配付することにとどめることが例。
青梅市		●		
府中市		●		原則、請願と同様に取扱うが、議会運営委員会で陳情取り扱い基準に該当する場合は審査を行わず、全議員に参考送付。 ※1定例会に提出できる件数は一人3件まで。
昭島市		●		
調布市		●		
町田市			所管委員会もしくは全議員	議長が請願の例により処理するべきであると認めたものは、議会運営委員会に諮り、その取扱いを決定する。
小金井市		●		
小平市			全議員及び執行機関	
日野市			全議員及び執行機関	
東村山市		●		
国分寺市		●		提出者及び署名者等の合計が10名未満の陳情にあっては、委員会への付託等を行わず、陳情書の写し等を各議員に配付することにより要望を伝えるのみとなる。(その他除外基準に該当する陳情は議運に諮り委員会付託等は行わず、写しを各議員へ配付)
東久留米市			全議員及び執行機関	
多摩市		●		
西東京市		●		

陳情書の取扱いについて（案）

1 取扱い案

案	方向性	内容	文書表の掲載	備考
A	提出件数の上限を設定	○上限を超えて提出の場合は審査対象とする陳情を提出者が選定。 ○件数の上限設定の範囲で提出された陳情の取扱いは、従来どおり。 ○上限設定を超えて提出された陳情は、議長保管扱いとし、議員は議長の許可を得て閲覧可。	委員会付託する陳情	○審査除外基準あり（従来どおり）
B	意見書提出・決議等を求める陳情を審査し、それ以外の陳情は参考送付	○意見書提出及び決議等を求める陳情は委員会に付託し審査。 ○上記以外は全議員及び区長に参考送付。	委員会付託する陳情	○審査除外基準あり（従来どおり） ○送付除外基準あり（新規）
C	参考送付	○全議員及び区長に参考送付	掲載しない	○送付除外基準あり（新規）
D	従来どおり	○従来どおり	委員会付託する陳情	○審査除外基準あり（従来どおり）

2 今後のスケジュール案（令和3年第2回定例会分から変更する場合の想定）

日程等		内容
令和2年11月17日	議会運営委員会	検討方法、スケジュール確認
11月24日	議会運営委員会	取扱いの方向性を検討
12月2日	議会運営委員会	取扱いの方向性を決定
12月7日	議会運営委員会	取扱いの方向性の決定に基づき、陳情書の取扱いについての規程を議会運営委員会で決定
12月8日～	区議会ホームページ等で周知開始	取扱いを変更する旨の周知
令和3年2月12日～	変更後の取扱いに基づく陳情の受付開始	令和3年第2回定例会分の請願・陳情受付期間 2月12日～6月3日